

この表を参考にして関係書類を提出してください。

提出書類一覧

書類名	契約金額 (税込み)				共同企業体 (JV)
	130万円以下	130万円超 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上	
○ 契約書 (1部に収入印紙貼付)	—	2	2	2 (※)	2
○ 請書 (収入印紙貼付)	1	—	—	—	—
● 建設業退職金共済掛金 収納書届 (着手時用)	—	1	1	1	1
● 内訳書	—	2	2	2	2
● 工程表	—	2	2	2	2
● 現場代理人等指定通知書	—	2	2	2	2
● 同上経歴書	—	2	2	2	2
● 下請負人選定通知書	—	2	2	2	2
● 市外業者を下請業者とする理由書	—	2	2	2	2
● 共同企業体編成表 (JVのみ)					2
● 着手届	—	2	2	2	2
● 履行保証制度関係書類	—	—	(設計額が500万円以上の時は要)	要	—
○ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条及び分別解体省令第4条に基づく書面	—	—	—	リサイクル法対象土木工事の場合で500万円以上の場合	2
○ 告知書 (リサイクル関係)	● 工事監督員に1部写しを提出。			リサイクル法対象土木工事の場合で500万円以上の場合	
○ 説明書 (リサイクル関係)	● 工事監督員に1部提出。			1	
※ (消費税法の非課税事業者届出書) …非課税事業者のみ1部提出					

下記の書類は工期中に提出してください。

● 現場組織表	—	● 2部提出。着手後速やかに提出し、変更がある都度再提出してください。			
● 現場代理人等変更通知書	—	2	2	2	2
● 同上経歴書	—	2	2	2	2
● 施工体制台帳 (写)	—	1	1	1	1
● 下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず提出してください。(「記載内容」と「添付書類」の両方)					

下記の書類は前払金請求時に提出してください。なお、「前払金の請求について」はFAXでお送りください。(200万円以上のみ)

● 請求書	—	—	1	1	1
● 公共工事前払金保証証書	—	—	1	1	1
● 前払金専用口座通帳の写し	—	—	1	1	1
● 前払金専用であることが分かる部分 (表紙及び見開き) の写しを提出してください。(サイズはA4でお願いします)					

下記の書類は工事完工後、提出してください。					
●建設業退職金共済掛金 収納書届（完工時用）	—	1	1	1	1
	<ul style="list-style-type: none"> 提出日は、完工日としてください。 追加購入がない場合は、「2 共済証紙の追加購入なし」を○で囲んでください。 				*構成員ごとに証紙提出
●建退共証紙貼付実績書	—	1	1	1	1
	<ul style="list-style-type: none"> 建退共証紙貼付実績書は工事監督員に提出してください。（現場組織表に記載される全ての業者が対象になります。） 				
●完工届	1	2	2	2	2
	<ul style="list-style-type: none"> 完工届は工事監督員に提出してください（2種類を各1通）。 				
●受渡書	—	2	2	2	2
	<ul style="list-style-type: none"> 受渡日は記入しないでください（2種類を各1通）。 				
●再資源化等報告書	—	—	—	2	2
	<ul style="list-style-type: none"> 提出日は完工日とするが、完了した日は、実際に作業が終了した日としてください（設計変更があった場合は、設計変更日以降の日）。 				
●請求書 (局専用紙)	1	1	1	1	1
	<ul style="list-style-type: none"> 検査合格後に提出してください（共同企業体の場合は振込口座の通帳の写しを添付）。 				
●保証書に係る領収書	—	1	1	1	1
	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証が金融機関の場合にのみ、提出してください。 				

○印は病院局にて様式をお渡しします。

●印は小樽市ホームページ（<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100100156/>）から入手できます。

（トップ→様式ダウンロード→その他→病院局請求書・内訳書・契約関係（工事契約）様式のダウンロード→契約関係（工事契約）様式）

※ 本社より業務を委任されている支店、営業所で契約をされる場合、契約書等の提出書類には、必ず本社の住所・代表者名を記載願います。

その際、支店、営業所等については、行頭に「代理人」と記入願います。

（代表者印は、支店、営業所等の代表社印のみで結構です。）